

## 新しい国保診療所発足のついて 皆様へのメッセージ

美山町の中心的な医療は、昭和36年に伊藤盛男医師が平屋診療所を開業したことに始まります。伊藤医師は平成8年まで35年以上の長きにわたって地域の医療を担ってきました。これが健康会の前身の診療所です。

平成8年4月に伊藤医師が病気で平屋診療所を閉院したので、美山に医療の灯を消さないため、美山町は平屋診療所を買い取り、町所有の診療所とし、「わらじ医者」と呼ばれる高名な早川一光医師を京都市内から招聘し、診療所の運営を委ね、公設民営方式による診療所を始めたのです。

そして、平成10年に、この老朽化した診療所を5億円以上のお金をかけて現在地に建替えました。その際に美山町長が2000万円、早川医師が1000万円、秦医師が500万円を出資し、これを基本財産として医療法人財団美山健康会を設立し、美山診療所が設立されました。

旧美山町の美山診療所設置条例では「へき地、過疎地帯における地域医療機関として住民の医療需要に応え、受診機会を確保するもの」と定められ、また美山健康会の設立趣意書では「過疎・山間地という厳しい条件下の中で住民の命を守るため、医療を普及することを目的とする」と規定されています。このように美山健康会は、もともと過疎地帯の住民の命を守る地域医療の中核として官民共同で作上げたものです。運営主体は医療法人ではありますが、公的医療を担う施設であり、行政はこれを維持発展させていく義務と責任があります。

平成14年5月31日初代理事長の早川一光医師が高齢のため退任し、代わって松本繁世医師が理事長に就任しました。その半年後に突然松本理事長は独断で、「法律の専門家、医療経営コンサルタント」を自称する元ジャーナリストの美里泰伸という正体不明の人物を健康会に引き込み、一緒になって健康会を誹謗中傷するようになり、経営改革と称して医師、職員を解雇するなどし健康会を金儲けのための医療機関に変質させ、健康会の「私物化・乗っ取り」を画策するようになりました。これに反対し、美山町民と町行政は官民一体となって「美山診療所を守る闘い」に立ち上がり、平成15年3月裁判所に松本理事長らを美山健康会から退去させることを求める仮処分の申し立てをしました。美山の町民は、裁判所に美山の医療を守ってほしいと署名に取り組み、何と全町民の8割に当たる要請署名を集めたり、裁判所に傍聴に参加したりして裁判所に働きかけて、ようやく決定を勝ち取り、京都地裁始まって以来と言われる4人もの裁判所の執行官の立ち合いと大勢の警察官の動員の下で強制執行を行い、美山診療所から松本理事長らを追い出し、美山診療所を町民の手に取り戻しました。この闘いの記憶は、今も年配の人々には忘れないものとして残っているものと思います。

奪還後の美山診療所は医師が不在となり、運営は困難を極めました。その時全力を挙げて美山の医療に取り組んでいただいたのは尾寄先生であり、職員の皆さまでした。

このように美山健康会は、困難な壁を乗り越え、美山の住民と職員が一体となって、守り育ててきたものであり、地域の宝物と言っても過言ではありません。

過疎、高齢化が進んでいく中でのへき地医療、地域医療の経営は困難なものであり、民間の法人が経営するには無理があります。本来は行政が医療・福祉のサービスの責任を持つべきものです。公設民営と称して医療法人に困難な経営の責任を押し付けるのは、行政の無責任であり、無策だと思います。

今回南丹市が美山健康会を直営化し、行政の責任で医療・福祉のサービスに責任を持つことになったのは一歩前進であると思います。

しかし、南丹市長は「直営化ではない。一旦終えて、新たな健康保険診療所の設置だ」と称し、美山健康会を承継することを否定しています。新しい国保診療所が、美山健康会のすべての医師とほとんどの職員を引き継ぎ、医療設備や医療器機、患者をそのまま受け継ぎながら、実体に目をつぶり、かたくなに承継ではないと言い続けるのはおかしいことです。

また、国民健康保険の事業主体は南丹市であり、その国保事業の一環として国保診療所（国保直診）を運営するのですから、南丹市の直営の診療所であることは明らかです。

南丹市は、事業譲渡契約書の締結文書の作成過程においても、「承継しない」という文言にこだわり続けましたが、最終的には「承継せず」という条項は削除させることができました。誰がどう言おうと新しい国保診療所は、美山健康会を承継し、直営化したものであることに間違いがありません。

美山診療所が国保診療所に代わっても、美山健康会の「こころざし」や理念はこれからも引き継がれ、発展していくことを願っています。

国保診療所は国の制度としては、中山間地やへき地の医療困難地域において地域包括ケアのセンターとしての役割を担う診療所として位置づけられています。しかし、今回の国保診療所への移行では、介護部門が縮小されるなど地域包括ケアのセンターとしての機能は不完全で不十分ですが、これから地域包括支援のセンターとして役割を果たせるよう進化、発展させることが重要です。

医療や介護の中心的な役割を背負うのは診療所の医師、職員であり、住民の皆さんの力です。今後も、皆さんが頑張って国保診療所の理念を生かし、美山の人々の生命と健康を守っていかれるよう新しい国保診療所を発展させていただくことを心から期待します。

医療法人美山健康会顧問弁護士

弁護士 川 西 譲  
弁護士 川 西 渥 子